

負債・持分の区分の規準の諸相

池 田 幸 典

Various aspects of distinction between liabilities and equity

Yukinori IKEDA

Summary

Various financial instruments have been developed along with the progress of financial market, which has led to generate many financial instruments with obscure distinctions between liabilities and equity. The intent of the article is to examine the criteria for the distinction between liabilities and equity provided by some accounting standard setting organizations in Japan, the Financial Accounting Standards Board and the International Accounting Standard Board, and to expose the problems of these standards. The study indicates that the standards for the distinctions generate the third category and the fourth category (they may be called “no-man’s land” or “mezzanine”).

However, it seems difficult to demonstrate logically that the approaches to distinguish between liabilities and equity may result in generating the third category and the fourth category. Therefore, logical solution for the accounting problem may require either approach to firstly give a strict definition to liabilities, or to firstly give a strict definition to equity.

第1節 論文の目的

金融市場の発達による様々な金融商品の登場によって、負債・持分の区分¹⁾の不分明な金融商品が、個別の会計問題として対症的に解決できないほどに多数登場するに至った。とくに、自社株式を対象にした売建オプション等の金融商品については、ストック・オプション等の貸方側の会計処理の側面で問題になるし、償還義務付優先株式や新株予約権付社債などの、自社株式を対象にした売建オプションを伴う株式や社債などの会計処理の側面でも問題になる。そこで、「負債・持分の区分」の会計問題を解決するための包括的規準が必要となってきた。げんに、日本の企業会計基準委員会や米国財務会計基準審議会（以下「FASB」と略称）、および国際会計基準審議

会（以下「IASB」と略称）等では、近年当該問題について会計基準の設定・改訂が進められている。

負債・持分の区分の方法には、大別すると、負債を先に確定する負債確定アプローチと、持分を先に確定する持分確定アプローチと、そして負債確定アプローチと持分確定アプローチの混合アプローチが考えられる（徳賀 [2003] 19-21頁）。では、実際に提起されている「負債・持分の区分」の会計問題を解決するための規準とは、いかなるものであり、上記のいずれのアプローチに該当し、そしてどのような特徴および問題点があるのか²⁾。

このような問題意識を踏まえて、本稿では、日本、FASB および IASB³⁾ で実際に提起されている、「負債・持分の区分」の会計問題を解決するための規準を比較検討し、その上で各規準の問題点を検討する。これらの検討によって、負債・持分の区分のあり方を理論的に検討するための知見を得ることにしたい。

第2節 日本の会計基準設定機関における「負債・持分の区分」の規準

これまで日本では、商法（会社法）の影響により、資本取引の範囲を先に決め、資本取引から生じる貸方項目を持分（資本の部）とし、それ以外の取引から生じた貸方項目を負債もしくは収益とする持分確定アプローチによって、負債と持分が区分されていた。ここでは「株主との、株主としての取引」を資本取引と呼び、そして株主は現実に株式を持っている者を指す（株式を持つ可能性のある者は除かれる）。たとえば、新株予約権は、従来の日本の会計制度では、単独では株式会社の社員としての権利を有しないので、仮勘定として流動負債に計上しておき、それが行使されて株式が発行されれば株式発行の対価として資本の部に振り替え、行使されず消滅すれば収益として計上することとされていた（企業会計審議会 [1999] 第Ⅲ部七の1）。すなわち、行使されれば資本取引、行使されねば損益取引と、後から判断する方法である。これは、資本取引の範囲を先に決めることによって持分を確定する持分確定アプローチの一種であるといえよう。

しかし全てがそのように区分されてきたわけではなく、その他有価証券評価差額金のように、項目によっては負債確定アプローチに基づいて、負債ではないとして資本の部に計上されることもある（企業会計審議会[1999]第Ⅲ部四の2（4））、少数株主持分のように、負債でも親会社に帰属する資本でもないために負債の部と資本の部の中間に置かれている（企業会計審議会 [1997] 第二部二の2）項目もあった。

その結果、会計制度全体では、負債の部と資本の部は、負債確定アプローチと持分確定アプローチを項目によって使い分ける混合アプローチによって区分されていた。この方法では、負債の部及び資本の部に含まれる項目について、首尾一貫した説明が不可能となる。

しかし、日本でも明示的な概念フレームワークに対する制度上の必要性が高まり、2004年に討議資料『財務会計の概念フレームワーク』が企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループから公表された。討議資料では、負債確定アプローチを用いて負債と純資産を区分し、さらに純資産内

部の区分を行うために、資本取引をメルクマールとして、純資産を「株主に帰属する資本」と「その他の要素」に分ける（企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループ [2004]）。そこでは、「包括利益と純資産」「純利益と株主に帰属する資本」という2つの連携が想定されている（徳賀 [2005] 171頁）。

「包括利益と純資産」の連携からみれば、負債でない項目はすべて純資産に計上されるので、負債・持分の区分については、負債確定アプローチのみが適用される。しかし、「その他の要素」に含まれる項目は、評価・換算差額（リスクから解放されていない投資の成果）、少数株主持分、新株予約権（報告主体の将来の所有者となりうるオプションの所有者との取引によって発生した部分）であり（企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループ [2004] 第7項）、これらには負債にも株主に帰属する資本にも合致しないこと以外の共通性が見出せない。そのため、「純利益と株主に帰属する資本」の連携から見れば、「その他の要素」は負債でも持分でもない第3区分といえよう。したがって、「純利益と株主に帰属する資本」の連携を前提にすれば、負債確定アプローチを先に適用し、残った純資産に対して資本取引に基づく持分確定アプローチを適用する混合アプローチによって、負債と株主に帰属する資本とその他の要素が区分されている。

その後、討議資料を受けて、企業会計基準委員会から2005年12月に公表された企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』（企業会計基準委員会 [2005]）は、討議資料をベースにして作られているので、呼称について、「株主に帰属する資本」を「株主資本」に、「純資産」を「純資産の部」に、そして「その他の要素」を「株主資本以外の各項目」に置き換えているが、区分の方法については討議資料の内容を踏襲している⁴⁾。したがって、現状では企業会計基準第5号の「株主資本以外の各項目」もまた、表示上の第3区分と位置付けざるを得ない。

第3節 米国FASBにおける「負債・持分の区分」

FASBでは概念フレームワークで資産・用役を引き渡す義務を負債と定義し、それに合致しないものを持分とする（FASB[1985]par.35 and par.49）という、負債確定アプローチが採られる。当初は、義務概念を中心とした負債の定義を、機械的に適用することが想定されていた。すなわち、現金等の資産を引き渡す義務は負債であったが、自社株式を引き渡す義務は負債の定義を満たさないため持分であった。

しかし、決済方法が多様化し、現金決済と自社株式決済の選択を認めるような金融商品が登場すると、何を引き渡すか不明瞭になるため、当該金融商品の会計処理が問題になった。そこで、負債確定アプローチは決済方法が考慮される形で修正が加えられることになった。ストック・オプションのタンデム・プランの会計処理⁵⁾を規定したFASB基準書第123号や、それを自社株式を対象とした売建コールオプション（ワラント等）に援用した緊急問題タスク・フォース（以下「EITF」と略称）合意事項第94-7号および第96-13号（現在では第00-19号に統合）では、発行者に決済方法

の選択権がある場合と、保有者に決済方法の選択権がある場合に分けた上で、決済方法ごとに会計処理を規定している（EITF[1994]p.776, FASB[1995]par.39, EITF[1996]pp.874C-D, EITF[2000]pp.1192-1193）。すなわち、現金で決済されると想定される場合には負債とみなし、自社株式で決済されると想定される場合には持分とみなす⁶⁾。

ところが、EITF 合意事項第96-13号が公表された段階では、上述の規定は、自社株式を対象とした売建プット・オプション（自社株式の買戻義務）の会計処理規定（EITF[1996]p.874A-874B）とは齟齬をきたしていた。すなわち、自社株式を対象とした売建プット・オプションについては、現金で株式を償還することが義務付けられる場合には、株式に関連する取引から生じる貸方項目として、当時は持分としていた。したがって、この段階では、負債確定アプローチと、持分確定アプローチが使い分けられていたといえよう。

このような、負債・持分の区分が困難な多くの金融商品が現れている現状を踏まえ、「時として表現の信頼性が損なわれる」（Stoklosa[2001]p.1）ことが指摘された。それゆえに FASB は、2000 年10月に公開草案を公表した。そこでは、負債・持分の区分について、次のように規定している（FASB[2000a]par.17）。

- a. 金融商品の発行者は、発行者の株式であって、かつ発行者の義務にならない金融商品を、持分として区分しなければならない。
- b. 金融商品の発行者は、発行者の義務となる金融商品要素が下記の c の規準を満たさなければ、当該金融商品を負債として区分しなければならない。
- c. 義務となる金融商品要素の発行者は、当該金融商品要素が次の規準のいずれかを満たすならば、当該金融商品要素を持分として区分しなければならない。
 - (1) その義務によって、一定数の株式の発行による決済を金融商品の発行者が要求（あるいは発行者の裁量で許容）される。
 - (2) その義務によって、金融商品の発行者が、その発行者の数量の定まらない株式の発行による決済を要求され、さらにその義務が以下の条件を両方とも満たしている。
 - (a) 当該義務の貨幣的価値⁷⁾のいかなる変動も、一定数の発行者の株式の公正価値の変動に帰し、その株式の公正価値の変動と等しい。
 - (b) 当該義務の貨幣的価値が、発行済み株式の公正価値の変動と同じ方向に変動する。

この条件 c は、自社株式による決済が要求される（許容される）義務としての金融商品の価値が株価に同方向に連動するならば、そうした金融商品を持分とする、持分確定アプローチである。FASB の提案は、金融商品保有者のリスクが株主のリスクと同様であるか（FASB[2000a]par.168）によって、負債もしくは持分のどちらかに区分する方法である。そして、これと連動する形で負債の定義の変更が提案されている（FASB[2000b]pars.3-4）⁸⁾。

当該公開草案で提示された提案の一部は、2003年5月に、暫定的に基準書第150号として公表された。ここでは、①強制的な償還を要する金融商品は負債であること、②資産で自社株式を買い戻す義務を伴う金融商品は負債であること、③一定でない数の自社株式の発行によって決済する必要がある（あるいは決済できる）義務を含む金融商品で、貨幣的価値（脚注7を参照）が(a)あらかじめ一定額で固定されている、(b)発行者の株式の公正価値以外の指数等の変動に基づいている、あるいは(c)発行者の株式の公正価値の変動とは反対方向に変動する場合には、その金融商品は負債であることが規定されている（FASB[2003]pars.9-12）。①②についてはFASBの負債の定義に合致していることを論拠とするものである（FASB[2003]pars.B20,B26）。しかし、③については、2000年公開草案の規定内容（FASB[2000a]par.17c(2)）を裏返しにただけで、結果的には同じになっている。ただしこれは、「一定でない数の自社株式の発行によって決済する必要がある」金融商品についての規定であり、一定数の自社株式の発行によって決済する必要がある金融商品については規定がなされていない。

なお、基準書第150号では、「負債の定義に資本所有関係の不在という条件を含む」ような「負債の定義の変更が必要である」ことを決定した（FASB[2003]par.B17）と記されており、負債の定義の変更が課題となったが、そのためには「資本所有関係（ownership）」⁹⁾を定義する必要があった。また、基準書第150号では強制的償還義務を持つ株式を一律に負債にしていたが、その点についても懸念が示され、当該規定については基準の発効が延期された（FASB[2005]p.3）。

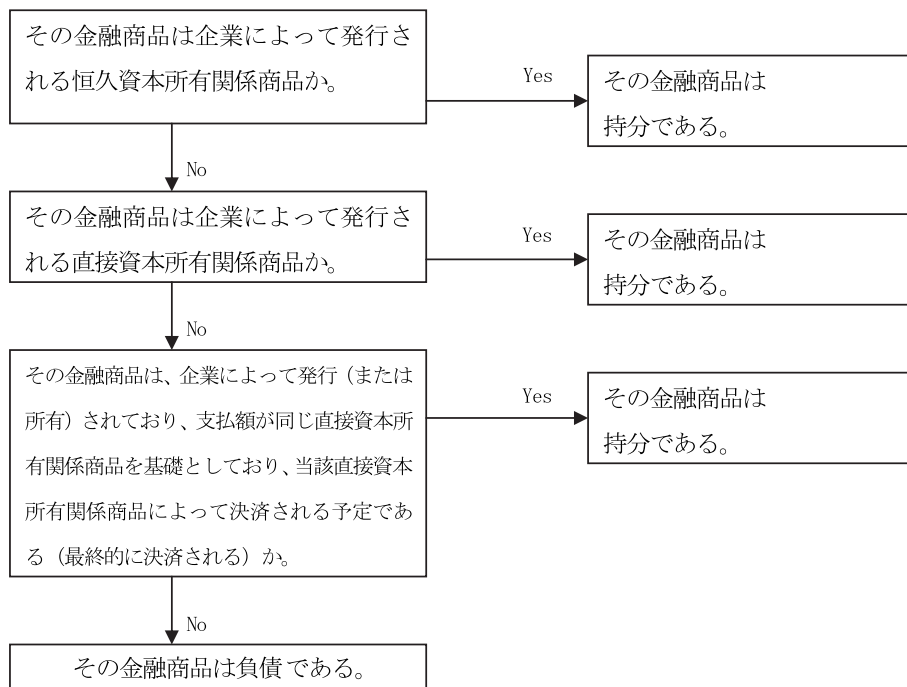
その結果として、2005年7月に公表されたマイルストーン草案（milestone draft）では、(a)決済に対する要求と(b)資本所有関係の2つの視点によって区分する「資本所有関係・決済アプローチ（Ownership-Settlement Approach）」（FASB[2005]p.5）が採られ、持分を、恒久資本所有関係商品（perpetual instrument）と、直接資本所有関係商品（direct ownership instrument）と、間接資本所有関係商品（indirect ownership instrument）の3つに分けている（FASB[2005]pars.16-17）。これに伴って概念書第6号の負債の定義の変更が必要であるとしている（FASB[2005]par.5）。

恒久資本所有関係商品とは決済要求のない、純資産に対する請求権がある金融商品を指し、主に自社株式のことを指す（FASB[2005]par.19）。ここでは支払義務がないことが第一の要件とされる（FASB[2005]p.5）。

直接資本所有関係商品とは、(a)「清算以前に制限も保証もされない、実体の純資産の取り分に対する比例的請求権を示す金融商品」で、(b)「区分を決定する日に解散があった場合に、金融商品によって示される請求権が他のすべての請求権よりも優先権を持っていない」ものを指す。「公正価値で償還できる金融商品はこの特性を満たし」、「金融商品について活発な市場がない場合、もしくは、報告実体とのみ交換できる金融商品である場合、簿価もしくは簿価に基づく公式で償還できる場合にはこの特性を満たす」（FASB[2005]par.20）。償還義務の付いた普通株式のように、直接資本所有関係商品は恒久資本所有関係商品と概念的に重複する可能性もある（FASB[2005]par.22）。ここでは当該金融商品のホルダーが企業活動から生み出される最終的なリスクと報酬を享受するこ

とが、要件とされている（FASB[2005]p.5）。解散時に他の請求権より優先権のない請求権は残余請求権であることから、残余請求権の有ることを以て持分とする考え方がとられている。

間接資本所有関係商品は、(a)恒久資本所有関係商品ではなく、(b)直接資本所有関係商品の特徴のいくつかを欠くが、決済時の相手方の支払額（payoffs）¹⁰⁾ が直接資本所有関係商品の公正価値に基づいて同方向に連動し、さらに、(c)直接資本所有関係商品の市場以外の観察可能な市場に基づく、あるいは報告実体自体の経営成績（収益など）にのみ基づいて算定・測定される指数以外の観察可能な指数に基づく、条件付決済規定を持たない金融商品である（FASB[2005]par.23）。直接資本所



出典：FASB[2005]par.A3 の Chart 1 を一部修正。

図1 マイルストーン草案における負債・持分の区分のフローチャート

表1 マイルストーン草案における負債・持分の区分（図1 を表にしたもの）

	決済に対する要求を有するか		
	はいー最終的な決済によって、直接資本所有関係商品の引渡し が要求されない	はいー最終的な決済によって、直接資本所有関係商品の引渡し が要求される	いいえ
その金融商品は直接資本所有関係商品ないし間接資本所有関係商品か			
いいえ	負債	負債	持分
はいー間接資本所有関係商品	負債	持分	持分
はいー直接資本所有関係商品	持分	持分	持分

出典：FASB[2005]par.A3 の Table 1 を一部修正。

有関係商品で決済される間接資本所有関係商品（自社が発行したもの）は、当該間接資本所有関係商品の支払額の基礎となっているのと同じ直接資本所有関係商品を相手に引き渡すのであれば、持分となる（FASB[2005]par.24）。しかし、現金による決済と直接資本所有関係商品による決済との選択肢がある間接資本所有関係商品は、どのような決済方法であれ負債に区分される（FASB[2005]par.27）。これをフローチャート化すると、図1のようになり、その内容を表にすると表1のようになる。

このように、マイルストーン草案では、持分が3つに分けられ、恒久資本所有関係商品は決済要求がないことと資本所有関係があることをメルクマールとして決定されることから、残余という従来の持分概念でも対応できるものであり、負債確定アプローチに基づいている。また、直接資本所有関係商品の決定においては、残余請求権の有無で判断され、現金で償還されるような優先株式も当該商品に含まれることから、持分確定アプローチが採られている。しかし、間接資本所有関係商品の決定においては、決済時の相手方の決済額が直接資本所有関係商品の公正価値に基づいて同方向に連動するときしか持分にならないことから、株価との連動性を重視した持分確定アプローチが採られていると考えられる。したがって、負債確定アプローチと、2通りの持分確定アプローチを用いる混合アプローチが採られている。しかし、恒久資本所有関係に基づく持分と、間接資本所有関係に基づく持分と、直接資本所有関係に基づく持分は同じ持分でも性質が異なるから、結果的に事実上の第3区分、第4区分を生み出している。

第4節 IASBにおける「負債・持分の区分」

IASBもFASBと同様に、概念フレームワークで負債を定義して負債の範囲を決め、負債の定義に合致しないものを持分にするという、負債確定アプローチが採られている。IASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）では当初、義務概念を中心とした負債の定義（IASC[1989] par.49(b))を機械的に適用することが想定されていた。1995年に公表された国際会計基準（IAS）第32号では、この考え方を踏襲し、自社株式引渡義務をすべて持分とみなしていた（IASC[1995]par.16）。

しかし、IASCもFASBと同様に、決済方法の多様化という問題に直面した（SIC[1998]pars.1-3）。そこでIASC解釈指針委員会（SIC）は解釈指針第5号を公表した。ここでは、負債か持分かは、資産引渡の可能性で判断されていた¹¹⁾。すなわち、金融商品の決済方法に関する権利・義務が、発行者と保有者のいずれにもコントロールできないような不確実な将来事象の発生・不発生、ないし不確実な状況の結果に左右される場合には、発行者が現金その他の資産で決済できる可能性がほとんどないような場合を除いては、そうした現金決済と自社株式決済の選択があるような金融商品は全て負債として区分される（SIC[1998]pars.5-6）。

このように、IASBでもFASBと同様に、負債確定アプローチをとりつつ決済方法を考慮するようになった結果、当初持分であった自社株式引渡義務の一部が、負債に計上されることになる。

2003年12月に、「自社株式を基礎としたデリバティブの会計処理や複合金融商品の認識・測定といった問題について指針を提示するために」(IASB[2003]par.IN3)、IASBによってIAS第32号は修正され、負債・持分の区分に関する規定についても修正が加えられた。改訂IAS第32号では、以上の(a)(b)の条件の両方を満たせば持分金融商品となる(IASB[2003]par.16)。

(a)契約上の現金その他の資産を提供する義務（ないし発行者に潜在的に不利な条件で資産や負債の交換を行う義務）がない。

(b)決済が自社株式で行われる、または自社株式で決済される可能性がある場合、(i)一定数ではない自社株式の引渡を発行者が行う義務を含まない非デリバティブ、ないしは(ii)一定数の自社株式と一定額の現金その他の資産を発行者が交換することによって決済されるデリバティブ。発行者自体の持分金融商品は、それ自体が発行者自身の持分金融商品の将来の受取・引渡に対する契約である金融商品には含まれない。

(a)は概念フレームワークにおける負債の定義を援用し、資産を引き渡す義務は負債、資産を引き渡さない義務を持分とするものである。しかし(b)は、一定額・一定数の自社株式引渡義務のみを持分と捉え、それ以外を負債と捉える、持分確定アプローチである¹²⁾。契約の価値や、契約の決済の際に引き渡される自社株式の価値に、変動があるような契約は、「特定の持分権益についての義務というよりも特定の金額についての義務」(IASB[2003]par.BC13)であるとされる。そして、当該契約の履行のために引渡された自社株式は、「通貨として」(IASB[2003]par.BC10(b))用いられているとみなし、このような契約は通貨（資産）の支払義務と同じと捉え、負債であるとする。言い換えれば、契約の価値や、契約の決済の際に引き渡される自社株式の価値に、変動のない、一定額・一定数の自社株式引渡義務を、「持分権益についての義務」と捉えて持分とする考え方である。

第5節 日本・米国および国際会計基準審議会における 「負債・持分の区分」の比較検討

本節では、前節までの検討を踏まえて、実際に提示されている「負債・持分の区分」規準を比較し、理論上の問題点について検討していく。

(1) 三者の共通点と問題点

(1-1) 混合アプローチの適用

前節まででみてきたように、実際の会計基準等で提示されている「負債・持分の区分」規準は、企業会計基準委員会（「包括利益と純資産」の連携を前提にした場合）が負債確定アプローチのみ

を採用しているのを除けば、いずれも負債確定アプローチと持分確定アプローチの混合アプローチである。企業会計基準委員会（「純利益と株主に帰属する資本」の連携を前提にした場合）および FASB・IASB は、負債アプローチを優先し、次に持分確定アプローチを適用する「２段階アプローチ」（AAA[2001]p.389）に基づく混合アプローチをとる。他方、EITF 合意事項第96-13号や、日本の従来の会計制度では、全体としては項目ごとに負債確定アプローチと持分確定アプローチをビースミールの的に使い分けている。

しかし、負債確定アプローチは負債を先に定義するアプローチであり、一方で持分確定アプローチは持分を先に定義するアプローチであるから、混合アプローチは必然的に、事実上の第3区分を生み出す。FASB や IASB のように、仮にそれらを負債もしくは持分と呼称すると、事実上の第3区分が負債もしくは持分（あるいはその両方）に紛れ込んでしまい、負債に含まれる項目、あるいは持分に含まれる項目の性質について、首尾一貫した説明が不可能になる。

他方、混合アプローチによって負債・持分の区分が不明瞭な項目を第3区分に計上するならば、その第3区分が利益計算上の課題を生む（FASB[1990]pars.208-209、徳賀[2003]21-22頁）。

また、EITF 合意事項第96-13号や、従来の日本の会計制度にみられるように、負債確定アプローチと持分確定アプローチの使い分けによる混合アプローチでは、負債および持分として処理される項目に共通する特徴を、首尾一貫した形で説明できない。

これを要するに、混合アプローチは、負債・持分の区分を行うための規準としては理論的に成立しないのである。

（1-2）負債確定アプローチの採用

これまで見てきた負債・持分の区分規準はいずれの場合も、部分的にはあるが負債確定アプローチが必ず採用されている。負債は「資産や用役を提供する義務」と概念規定される。この負債概念に依拠すれば、資産や用役を提供する義務は負債になるが、義務でないもの、資産や用役を提供しない義務は負債とはみなされず、持分となる。よって、新株予約権やストック・オプションのように、行使によって自社株式を発行せねばならない義務は、義務の履行によって資産を提供しないので、負債ではなく持分である（FASB[1985]par.254, IASC[1995]par.16）。

しかし、新株予約権やストック・オプションのような自社株式を対象とした売建コール・オプションは、行使されなければ自社株式の発行という義務を履行することはない。また、決済方法が多様化している現状では、義務の決済に現金と自社株式を選択できるような金融商品も登場してきているため、義務の履行のために自社株式を発行するとは限らない。新株予約権やストック・オプションが自社株式を引渡す義務なので持分であるとする見解は、発生する取引結果を無視し、自社株式を引渡すことのみを予断したものである。

このような方法だけで負債・持分の区分が解決できるのなら、すでに概念フレームワークが公表された段階で当該問題は解決しているはずであり、FASB や IASB が新たなプロジェクトを検討

する必要などあるまい。FASB や IASB が新たなプロジェクトを検討する背景には、従来の負債確定アプローチだけでは「時として表現の信頼性が損なわれる」(Stoklosa[2001]p.1) という意識があるものと思われる。そこでさまざまな持分確定アプローチを併用するが、負債確定アプローチと持分確定アプローチの混合アプローチが生まれる。しかし、このような混合アプローチの非論理性は既に指摘したとおりである。

要するに、負債確定アプローチの問題は、発生する取引結果を無視し、自社株式を引渡すことを予断することを前提としたため、表現の信頼性が損なわれることである¹³⁾。こうした問題を解決するには、負債概念の再検討が必要になるものと考えられる。

(2) 三者の相違点とそれぞれの問題点

(2-1) 株価に基づく持分確定アプローチの問題点

FASB と IASB は、自社株式発行義務のうち一部の株価に連動するものを、持分としている。しかし FASB が、対象となる項目の価値の変動が自社株式の市場価格の変動と同方向に連動している場合にのみそれを持分として、それ以外を負債とするのに対して、IASB は、対象となる項目の価値変動や、決済時に引渡す自社株式の価値変動が存在しない、一定額・一定数の自社株式引渡義務のみを持分と捉え、それ以外を負債としており、その規定内容は大きく異なっている。

これらの株価に基づく持分確定アプローチは、単独では区分の規準には用いることはできない。なぜなら、かかる持分確定アプローチを単独で適用すると、自社株式の株価に連動する金融商品がすべて持分(持分の減少)になってしまうからである。したがって、株価に基づく持分確定アプローチは、「自社株式を引き渡すことを要求・許容される金融商品としての義務」についてのみ適用される。このような条件が付されなければ、「自社株式の株価の増減に応じて利率が変化するがゆえに価値が変動する社債等も、持分に含まれるのか」という問題が生じよう¹⁴⁾。

たとえば FASB は、このような持分確定アプローチを適用するに当たり、株式リスクと同様の金融商品を持分とする。株式リスクと同様の金融商品を持分とするには、持分の定義を一部変更する必要が生じるとともに、負債の定義も一部変更しなければならない。そのために、資本所有関係を定義する必要に迫られ、「負債の定義に資本所有関係の不在という条件を含む」ような「負債の定義の変更が必要である」(FASB[2003]par.B17)。本来は「現行の概念書第6号における負債の定義に合致しない」(FASB[2003]par.B30)義務を、「資本所有関係よりも債権・債務者関係に近い関係を構築している」(FASB[2003]par.B13)という理由で負債にするのは、牽強付会というべきであろう。2005年7月公表のマイルストーン草案では、直接資本所有関係商品を引き渡す義務のうち、直接資本所有関係商品の価値と同方向へ連動するもののみを間接資本所有関係商品とみなして持分としている。しかし、間接資本所有関係に基づく持分は、恒久資本所有関係に基づく持分とも、直接資本所有関係に基づく持分とも異なる。したがって、持分内部に事実上の第3区分・第4区分が

生じている。

また、IASB は、一定額・一定数の自社株式引渡義務を、持分権益に対する義務として持分と捉える一方で、それ以外は金額に対する義務とみなして負債とする。これらは、自社株式発行義務に限定して適用されることから、負債確定アプローチとの併用が前提となる。しかし、自社株式引渡義務であればすべて、株式という持分権益を表象する証券に対する義務であり、同時に株式に付されている金額についての義務である。ゆえに、ある自社株式引渡義務が持分権益に対する義務（持分）であって、別の自社株式引渡義務が金額に対する義務（負債）であるというのは程度の問題であって、論理的には説明がつかないであろう。

（2-2）企業会計基準委員会案の特徴

最後に、3者の中では最後発で、かつ他の2者との相違が顕著な、企業会計基準委員会の討議資料に基づく負債と持分の区分規準についてみておこう。討議資料では、2つの連携が並置されている点が特徴といえる。「包括利益と純資産」の連携を前提にした場合、負債確定アプローチを採用しているが、「純利益と株主に帰属する資本」の連携を前提にした場合、負債を先に確定するアプローチを優先し、残りの純資産の部について、資本取引をメルクマールとして「株主に帰属する資本」と「その他の要素」に区分する、混合アプローチを採っている。その結果、負債・持分のを区分規準も二段構えになる。「純利益と株主に帰属する資本」の連携を前提にした場合、負債を先に確定するアプローチを優先するが、残りの純資産の部について、資本取引をメルクマールとして株主に帰属する資本とその他の要素に区分することから、負債と持分を区分する方法としては2段階アプローチに基づく混合アプローチを採っていることになる。

その結果、「その他の要素」が生まれる。その他の要素に含まれる項目の性質は様々で、負債でも株主に帰属する資本でもないという以外に、共通点を見出せない。よってその他の要素は、事実上、表示上の第3区分と考えられる¹⁵⁾。

第6節 結論と展望

本稿では、実際の会計基準における負債・持分の区分の規準について比較検討し、それらが持つ特徴や問題点について検討してきた。

実際の会計制度・会計基準における負債・持分の区分規準では、企業会計基準委員会の「包括利益と純資産」の連携の場合を除けば、負債確定アプローチと持分確定アプローチの混合アプローチが採られ、その結果として、事実上の第3区分や第4区分が生み出される。その背景には、負債確定アプローチと持分確定アプローチのどちらか1つだけを適用したのでは負債・持分の区分を決められないという認識がある。現在企業会計基準委員会や FASB は、当該区分問題について検討を進めているところであるが、解決策として混合アプローチを採ることに、変わりはないであろう。

しかし、負債・持分の区分における混合アプローチは、いずれも論理的には成立しがたい。また、明示的に第3区分や第4区分を設置する方法では、利益計算上の問題を表示で解決しただけに過ぎず、会計計算上は問題の解決にならない。なぜなら、利益計算上は、その第3区分や第4区分を負債もしくは持分として位置付けなければならないからである。

このような混合アプローチが生まれる背景には、経済的実質の重視があることが指摘できるかもしれないが、経済的実質を重視すると、個別に経済的実質を追求するピースミール・アプローチになり、そして負債・持分の区分について論理整合的な解決が図れなくなることを、これまでに見てきた負債・持分の区分の規準は示している。

負債確定アプローチはいずれの場合においても採られているが、その問題点は、発生する取引結果を無視し、自社株式を引渡すことを予断する点にある。こうした問題を克服するためには、負債の定義における義務概念について再考する必要があるものと考えられる。他方、持分確定アプローチのうち、IASBやFASBが採用するような、株価との連動性を重視する方法は、負債確定アプローチとの併用が前提となるが、その結果混合アプローチを適用せざるを得なくなる。

負債・持分の区分は、第3区分や第4区分を生む混合アプローチでは、会計利益計算上の解決は図れず、ゆえに負債確定アプローチもしくは持分確定アプローチのいずれかによって解決されなければならない¹⁶⁾。しかし、かかる理論的解決を図るには解決すべき課題が残されている。なお、負債の定義における義務概念の再検討、および当該再検討を踏まえて具体的に負債と持分をどのように区分すべきかについては、次稿以降の課題とする。

(いけだ ゆきのり・本学経済学部講師)

注

- 1) ここで「負債・持分の区分」には、2つのレベルがある。1つは貸借対照表の表示レベルでの区分であり、もう1つは利益計算レベルでの区分である。詳細は別稿にて論じたい。
- 2) 実際の会計基準や会計制度における会計処理は、理論的な枠組みを厳格に援用した結果ではないので、理論的に見て問題点や矛盾があるのはやむを得ないことである。本稿は会計基準や会計制度が抱える理論上の問題点や矛盾を浮き上がらせるのが目的であって、それを制度的に批判して修正を迫ることが目的ではない。なぜなら、会計制度が拠って立つ基盤は、会計理論だけではないからである。
- 3) 日本以外に、米国の会計基準設定機関(FASB)とIASBを取り上げるのは、FASBとIASBが国際的な会計基準設定に最も大きな影響力を及ぼしているからである。なお、国際的な会計基準設定に大きな影響力を及ぼしている国の1つに英国があるが、英国の会計基準設定機関である会計基準審議会(ASB)が負債・持分の区分についてどのように規定しようとしているかについては、別稿にて論じる予定である。
- 4) 会計処理上の変更点については、秋葉[2006]29-30頁を参照。
- 5) タンデム・プランとは、決済時に報酬プランの選択が可能な報酬制度のことを指す。タンデム・プランの会計処理については、名越[1999]236-238頁を参照。
- 6) FASBがこのような会計処理を規定するのは、負債概念に合致させるためである。ここでは、実際に決済手段として用いられたものが自社株式であるか現金であるかは、問われていない。
- 7) 貨幣的価値とは、「現在の市場の状況に対する変化がないと仮定した場合に、満期時における義務の決済において、その金融商品要素のホルダーに引渡されるであろう価値の金額」を指す(FASB[2000a] par.6)。たとえば、100円で株式を発行する義務は、株式市場における価格に関係なく、その義務の決済のために100円という一定額で株式を発行しなければならない。したがって、この義務の貨幣的価値は、

- 株価の変動に拘らず100円である。他方、義務の履行時点の株価で株式を発行する義務は、株価の変動によって貨幣的価値が変動することになる。たとえば、義務を発行した時点で株価が100円であれば、義務発行時点の貨幣的価値は100円である。しかし、その後に株価が120円に変動したならば、当該義務の貨幣的価値は120円に増大する。
- 8) 当該公開草案における負債の定義の変更内容については、池田 [2002] 98-100頁を参照。
- 9) 本稿では“ownership”の語を、徳賀 [2003] 21頁に従って、「資本所有関係」と訳している。
- 10) 「支払額 (payoff)」とは、「初期投資額を無視した、相手方が保有する金融商品の決済時点でのポジションの公正価値」を指す (FASB [2005] par.14)。
- 11) なお、解釈指針第5号は、2003年12月公表の改訂 IAS 第32号によって廃止されている (IASB [2003] par.IN1)。
- 12) たとえば、1000円の支払義務について、自社株式の株価に関係なく自社株式を1株当たり100円で10株引き渡す場合のように、引き渡す自社株式の価格と株数があらかじめ決まっている場合には持分となる。他方、1000円の支払義務について、引き渡す自社株式の数をそのときの自社株式の株価に基づいて決めるような場合 (例えばその時点の株価が1株当たり50円なら引き渡す株数は20株になり、1株当たり125円ならば引き渡す株数は8株になる) には負債となる。
- 13) こうした点は、「ある金融商品等を市場や市場関係者はどう区分しているのか」を検証する実証研究や心理学上の実験からも提示されている。これらの実証研究や実験から共通して論じ得るのは、様々な金融商品の特定の契約上の特質のみに着目して負債の定義を機械的に適用して、金融商品の他の性質 (attribute) や個々の企業の状況 (context) を無視して負債・持分の区分を決定することは、経済的実質を反映した会計処理とはならないことである (Kimmel and Warfield [1995] pp165-166, Hopkins [1996] pp.45-46, AAA [2001] pp.393-394, Cheng et al. [2003] pp.21-22)。そこで、金融商品に付された他の性質や、個々の産業・企業の状況を考慮して負債・持分の区分を検討しなければならないとする (Cheng et al. [2003] p.21)。
- 14) 価値が自社株式の価格に連動するものをすべて持分にするには、持分の定義を残余ではなく、「株式リスク負担者が負担する金額」と変更しなければならない。同時に、負債概念も変更を余儀なくされるであろう。この場合に、負債を「資産から持分を引いた残余」とすれば、負債に含まれる項目は拡張していくであろう。他方、負債を「支払義務」とすれば、自社株式の株価の増減に応じて利率が変化する社債は支払義務でありながら持分として計上されるため、こうした社債を例外的に除かざるを得ず、負債を支払義務と概念規定したと矛盾することになる。
- 15) しかし制度的には、「その他の要素」の登場によって、「株主に帰属する資本」の範囲は明示されることになる。
- 16) しかしこのことは、負債ないし持分のいずれかを残余と定義しなければならないことを必ずしも意味しない。

(参考文献)

- ・秋葉賢一 [2006] 『『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』について』『JICPAジャーナル』第18巻第2号、25-31頁。
- ・池田幸典 [2002] 「負債・持分の区分の会計問題に関する理論的考察」『帝京経済学研究』第36巻第1号、96-113頁。
- ・企業会計基準委員会 [2005] 『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』企業会計基準第5号、企業会計基準機構。
- ・企業会計基準委員会基本概念ワーキング・グループ [2004] 「財務諸表の構成要素」『討議資料・財務会計の概念フレームワーク』(改訂版)、企業会計基準機構。
- ・企業会計審議会 [1997] 『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』企業会計審議会。
- ・企業会計審議会 [1999] 『金融商品に係る会計基準に関する意見書』企業会計審議会。
- ・徳賀芳弘 [2003] 「負債と資本の区分」『企業会計』第55巻第7号、18-25頁。
- ・徳賀芳弘 [2005] 『『討議資料』の特徴と論点』斎藤静樹編著『討議資料財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、165-180頁。
- ・名越洋子 [1999] 「会計理論からみたストック・オプションの本質」ストック・オプション等株式関連

- 報酬制度研究委員会編『ストック・オプション等の会計をめぐる論点』企業財務制度研究会、213-240頁。
- ・ American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAA) [2001] "Evaluation of the FASB's Proposed Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both," *Accounting Horizons*, Vol.15, No.4, pp.387-400.
 - ・ Cheng, Q., P. Frischmann, and T. Warfield [2003] "The Market Perception of Corporate Claims," in *Research in Accounting Regulation*, edited by G. J. Previts, JAI Press, Vol.16, pp.3-21.
 - ・ Emerging Issues Task Force (EITF) [1994] "Accounting for Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock," Issues No.94-7, in *EITF Abstracts : A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 19, 1996*, edited by FASB, 1996, pp.775-776A.
 - ・ EITF[1996] "Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock," Issues No.96-13, in *EITF Abstracts : A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of September 23-24, 1998*, edited by FASB, 1998, pp.871-874G.
 - ・ EITF [2000] "Accounting for Derivatives Financial Instruments Indexed to, and Potentially Settled in, a Company's Own Stock," Issues No.00-19, in *EITF Abstracts (Volume 2) : A Summary of Proceedings of the FASB Emerging Issues Task Force, as of November 12-13, 2003*, edited by FASB, 2003, pp.1177-1200D.
 - ・ Financial Accounting Standards Board (FASB) [1985] *Elements of Financial Statement*, Statement of Financial Accounting Concepts No.6. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念 [増補版]』中央経済社、2002年)
 - ・ FASB [1990] *an analysis of issues related to Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, Discussion Memorandum.
 - ・ FASB [1995] *Accounting for Stock-Based Compensation*, Statement of Financial Accounting Standards No.123. (ストック・オプション等株式関連報酬制度研究委員会編『ストック・オプション等の会計をめぐる論点』企業財務制度研究会、1999年)
 - ・ FASB [2000a] *Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, Exposure Draft.
 - ・ FASB [2000b] *An amendment of FASB Concepts Statement No. 6*, Exposure Draft.
 - ・ FASB [2003] *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, Statement of Financial Accounting Standard No.150.
 - ・ FASB [2005] *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*, Milestone Draft.
 - ・ Hopkins, P. [1996] "The effect of financial statement classification of hybrid financial instruments on financial analysts' stock price judgements" *Journal of Accounting Research*, Vol.34 (Supplement), pp.33-50.
 - ・ International Accounting Standards Committee (IASC) [1989] *The Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館、2001年)
 - ・ IASC [1995] *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, International Accounting Standard No.32. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館、2001年)
 - ・ International Accounting Standards Board (IASB) [2003] *Financial Instruments: Disclosure and Presentation*, International Accounting Standard No.32 (revised in December 2003).
 - ・ Kimmel, P. and T. Warfield [1995] "The Usefulness of Hybrid Security Classifications : Evidence from Redeemable Preferred Stock," *The Accounting Review*, Vol.70, No.1, pp.151-167.
 - ・ Standing Interpretations Committee (SIC) [1998] *Classification of Financial Instruments—Contingent Settlement Provisions*, Interpretation No.5. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館、2001年)
 - ・ Stoklosa, K.M. [2001] "FASB Addresses Issues Related to the Classification of Compound Financial Instruments That Have Characteristics of Liabilities and Equity," *Issue Highlights* (March 30, 2001).